

佐賀県文化財保護行政小史

白木原 宜

1. はじめに

佐賀県は九州北部に位置し、北は玄界灘、南は有明海に面している。玄界灘に面する県北部は、大陸に近く文化の窓口として対外的な拠点ともなり、歴史的に大きな役割を果たしてきた。また、有明海に面した県南部は、広大な干潟や干拓地が広がり独特な景観を成すとともに、有明海を介した文化交流の玄関口として歴史上様々な役割を果たしてきた。これら地理的・歴史的な特性をもつ佐賀県には、原始・古代から近世・近代に至るまで多くの遺跡・文化財が所在している。

佐賀県の文化財保護行政の歴史を語る上で、1972年の姫方遺跡の問題は避けられない。また、姫方遺跡の問題と前後して始まった九州横断自動車道建設などの大規模事業に伴う発掘調査は、埋蔵文化財保護行政を軸にした組織体制が整備される大きな契機となった。さらに、1987年から始まった吉野ヶ里遺跡の発掘調査は、その後、今に至るまでの佐賀県の文化財保護行政に大きな影響を与えた。

今、佐賀県の戦後の文化財保護行政の黎明期を知る職員はおらず、姫方遺跡も遠い過去になりつつある。さらに、吉野ヶ里遺跡の調査や保存に尽力した職員も現職を退き、夫々の立場で後進を示教する立場にある。世代交代が進み、文化財保護を担う職員が若返っていく中で、断片的ではあるが本県の文化財保護行政の歩みを振り返っておきたい⁽¹⁾。

2. 戦後の佐賀県の文化財保護行政

戦後、佐賀県の文化財保護行政は、1950年に文化財保護法が制定され、これを受け、翌1951年に県教育委員会社会教育課に文化財係が設置、1953

年に県文化財保護条例が制定され本格的に開始された⁽²⁾。この時期は、戦後の新たな法制度下の第一陣として、1950年に与賀神社楼門、多久聖廟といった建造物の他、多くの仏像や銅鐘、太刀などが重要文化財に指定され、これらに続き同年代には、帯隈山神籠石、横田下古墳が史跡に、催馬楽譜が国宝に、基肆城跡、名護屋城跡並陣跡が特別史跡に、虹の松原が特別名勝にと次々と指定されていった。また、1953年に県文化財保護条例に基づき船塚、伊勢塚（県史跡）、佐嘉城趾の楠（県天然記念物）、木造薬師如来坐像及脇侍菩薩立像（県重文）他の指定を端緒として、鶯殿石佛群、大願寺廃寺跡が県史跡に指定された他、幾つもの植物（群）や彫刻、工芸品、考古資料等が県天然記念物、県重要文化財に指定されていった。

3. 姫方遺跡

本県の文化財保護行政が世間の耳目を集めたのは、1972年の姫方遺跡の問題であった。当時（の雰囲気）を知る先輩職員は、「姫方事件」などとも呼んでいた。

姫方遺跡は三養基郡中原町（現みやき町）にあり、脊振山系の南山麓の低段丘上に展開する弥生時代～古墳時代の墳墓を中心とする遺跡である⁽³⁾。ここで住宅団地造成のための整地作業（掘削工事）が始まり、これが県教委に通報され1972年2月から緊急に現地調査を行うことになった。国土開発が本格化する中、それに対する文化財保護体制が未だ脆弱であることが露呈する格好となったもので、重要な遺跡が十分な調査を経ないまま破壊されていくことが疑問視され注目された⁽⁴⁾。この問題は新聞で報道され、県議会だけではなく国会でも取り上げられ、埋蔵文化財保護の在り方に一石

を投じることとなった⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

4. 大型開発事業への対応

a. 九州横断自動車道と佐賀東部工業団地

佐賀県における大型開発事業と文化財保護が本格的に調整され取り組まれたのは、九州横断自動車道建設工事及び佐賀東部工業団地造成工事である。

九州横断自動車道建設工事については、福岡県教育庁に文化財主管課として文化課が発足したちょうど同じ1969年に最初の遺跡分布調査が県教委社会教育課で実施され、その後、複数年にわたり数次の分布調査が実施された。本発掘調査は、1977年1月から1989年3月まで実施されたが、自動車道の路線が脊振山地南麓の遺跡密集地帯を通過したため、対象となった遺跡の総数は209箇所、本発掘調査の総面積は135万㎡に及んだ⁽⁷⁾。

佐賀東部工業団地は、神埼郡吉野ヶ里町と三養基郡上峰町にまたがる丘陵上に計画され、事前の遺跡分布調査を経て1974年9月から1978年8月まで本発掘調査が行われた。丘陵上に展開する二塚山遺跡他において、弥生時代中期を中心とする墳墓群、古墳時代後期の古墳等が調査され、古代史研究の上で重要な成果が得られた⁽⁸⁾。調査面積は約29,000㎡である。この際の分布調査、調整により、保存を要する地点が複数ヶ所設定され、工業団地内の緑地として現地保存された⁽⁹⁾。

この間、社会教育課に所属していた文化室が1972年8月に文化課として独立した。文化課には、庶務係、文化振興係、文化財係の3係が設置され、その後1974年には、庶務係、文化振興係の他、前年までの文化財係が文化財管理係、文化財調査係の2係に分かれ計4係に拡充されるとともに、専門職員の正式採用へとつながっていった。

b. 久保泉丸山遺跡

九州横断自動車道建設に伴う本発掘調査が始まった1977年、佐賀市北部に所在する久保泉丸山遺跡で縄文時代晩期～弥生時代前期の墳墓群、古墳群が発掘調査され、その重要性から開発者である日本道路公団と県教委で保存について協議された。協議の結果、「遺跡を移設する」ことで合意された⁽¹⁰⁾。移設工事は1981年12月から1983年3月まで実施され、弥生時代の遺構と10基の古墳が現地から約500m離れた場所に移された。移設工事に際しては、学識経験者、研究者からなる久保泉丸山遺跡移設計画委員会の指導の下、一連の計画策定、施工等が行われた。この間、丸山遺跡の問題は国会でも取り上げられ、事前の予備調査の重要性及び遺跡の保存について質疑が行われた⁽¹¹⁾。

丸山遺跡の移設は、同じ高速道路建設に関連し、工法を変更することで遺跡を保存した熊本県塚原古墳群の事例とともに、開発者に遺跡（の保護）を意識させる大きな出来事になった⁽¹²⁾。特に丸山遺跡は、「移設」という我国で前例のない手法を採ったことで、県民が文化財に関心を寄せる大きなきっかけとなった。

c. 農業基盤整備事業

1960年代、戦後の食糧増産政策から農業環境の整備へと政策転換が行われたことを契機に、特に1970年代から農業基盤整備事業に関連する発掘調査が増加していった。このような中、1978年に同事業と埋蔵文化財保護の調整方法がルール化され、その後はこれに基づき保存協議や発掘調査が実施された⁽¹³⁾。農業基盤整備事業として関係するものは、県営圃場整備事業・干拓地等農地整備事業・県営土地改良総合整備事業等の他、山村振興農林漁業対策事業・農地等鉱害復旧事業など多岐に及び、これらの事業について、試掘・確認調査は県教委が、本発掘調査は市町村教委及び県教委がそれぞれ担当した。

5. 文化財保護体制の整備

1970年代は、九州横断自動車道建設をはじめとする大型開発事業等に伴う発掘調査実施の要請が強まった時期であった。1974年4月に奈良国立文化財研究所から高島忠平氏が県文化財調査係長に着任したのを端緒に、1975年1月には同係に文化財の専門職員である文化財保護主事1名が初めて正式採用され⁽¹⁴⁾、翌76年には市町村においても2名が配置され78年には4人になった。それでもなお、市町村における専門職員の増員・充実は喫緊の課題であることに変わらず、随時、県教育長から市町村教育長あてに文化財専門職員の配置について依頼、協議が行われ、担当者が配置されていた。市町村の専門職員は79年度には7人となり、その後も配置・増員の努力が重ねられ、20年後の1999年度には75人までとなった⁽¹⁵⁾。

このように、市町村における専門職員数は急速に増えていったが、この間、増加する公共事業に加え1980年代後半から90年代にかけて、好景気を背景とした民間開発は増加の一途をたどり、市町村によっては対応能力を超えた調査量を求められ、開発と文化財保護の調整に支障をきたしかねない状況があった。そのため、1992年から市町村からの支援要請に基づく形で、県の専門職員が派遣され発掘調査その他の業務を行った⁽¹⁶⁾。県職員の市町村派遣は1998年まで7年間行われ、2町1村に対し約16名が派遣された。

6. 祐徳博物館

祐徳博物館は、1955年、祐徳稻荷神社に伝わる宝物や郷土考古資料を収蔵・展示するため神社の付属施設として設立された。佐賀鹿島藩歴代藩主の鎧や刀剣類の他、特に戦後から1970年代に県内で出土した多くの考古資料が収蔵・展示されていた。この当時は、佐賀県下の発掘調査他で出土した遺物を保管する公的収蔵庫はまだなかった頃で、多くのものが祐徳博物館に持込まれ保管された。

その結果、散逸等がまぬがれ今日まで伝えられているものも多くあつただろうと思われ、そのような点から、当館は、戦後の本県の文化財保護の黎明期を支えた施設だといえることができる⁽¹⁷⁾。

博物館設立から2年後の1957年、祐徳稻荷神社竣工遷座にあわせ佐賀県と鹿島市が主催して佐賀産業観光大博覧会が開催された際、展示施設の一つとして「美術館」が建てられ、甲冑・刀剣類・古文書などと合わせ、県内各所で出土した考古資料が集められ陳列された⁽¹⁸⁾。「美術館」の展示リストを見ると、個人蔵の古文書、刀剣、陶磁器、考古資料等の他、佐賀県の考古学会をリードした松尾禎作、七田忠志、松岡史諸氏の名前や佐賀県教委の名前で、具体的な内容は分からないものの、県内各地の「考古出土品」が展示されていたことがわかる。博覧会終了後、「美術館」は神社に引き継がれ、ここが博物館として機能していくこととなった⁽¹⁹⁾。

7. 肥前陶磁器窯跡の保護対策

佐賀県内には、約300ヶ所に近世陶磁器窯跡が所在している。これらは16世紀末に唐津焼が始まり、17世紀初頭に有田で日本最初の磁器が生産されて以来、脈々と伝えられてきた本県を代表する文化財であり、そのうち1割ほどが、国・県・市町等の史跡に指定されている。これら窯跡には陶磁器の破片（以下、「陶片」と呼ぶ）や窯道具等が散乱し埋まっているが、特に陶片は歴史的な価値が高いこともあり、それらが標的にされ窯跡が掘削され毀損された（以下、これらの行為を「盗掘」と呼ぶ）。盗掘自体は戦前からあり、当初は好事家の収集目的程度だったと思われるが、陶片が高値で売買されるに伴い件数が増加するとともに、大規模に掘削するなど悪質化していった。

窯跡を保護するため、窯跡が所在する市町村では1970年代後半から分布調査を実施するとともに、その後、九州陶磁文化館も加わり主要な窯跡の個々

の内容・残存状況等を把握するための発掘調査を20年近くにわたり実施していった。これと併行し、1988年度から県全体の窯跡の保存・活用についての指針策定のため、関係市町村、九州陶磁文化館、県文化財課により肥前古陶磁窯跡保存対策連絡会議が設置され、協議検討が行われた⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

盗掘の発生件数は、記録が残る中では、2005年からは1年に20件台のペースにまで増加するに至った⁽²²⁾。そのため、他の諸々の対策に加え抑止的効果も視野に入れ、2007年に県文化財保護条例を改正し、県重文・史跡の棄損等に係る罰金の額を増やすとともに懲役・禁固刑も盛り込んだ⁽²³⁾。条例改正後もさらに、関係市町、警察、県による窯跡盗掘対策合同会議を数次にわたり開催し対策を続けた結果、盗掘は漸次減少し、2017年度にはついに発生が認められなくなった⁽²⁴⁾。

このような保護対策の原点となったのは、上述した1970年代から県内各所で行われた窯跡の分布調査であり発掘調査である。窯跡の場所を正確に把握し、どの時期のどのような窯跡なのかを学術的に把握することは、窯跡＝文化財の本質的価値を見極める上で最も重要であり、その後の保護対策を講じる上で大きな意味をもった。その中において、1976年に行われた柿右衛門窯跡の調査は、学術的価値が高いだけでなく、そのネームバリューから窯跡が佐賀県のかげがえのない文化財であることを広く知らしめることにもつながった。

さて、窯跡の保護対策に一定の成果がみえた今、県内の状況を総じてみると、活用という点ではまだ十分であるとは言い難い。窯跡は人里から離れた場所にあることが多く、いたずらに周知するだけではかえって盗掘を招く恐れもあろう。本県を代表する文化財をいかに活用していくのか、課題の一つである。

8. 吉野ヶ里遺跡

吉野ヶ里遺跡は、佐賀県が計画した神埼工業団

地造成計画に伴い、1982年7月から試掘・確認調査が開始された。その後、調査結果に基づき本発掘調査の計画・体制と費用、文化財の保存地域について協議が重ねられ、県関係課・県土地開発公社・神埼町教委・三田川町教委との間で調査計画が了承され、1986年から1989年にかけて本発掘調査が行われた。遺跡はその価値が認められ現地保存され、1990年に史跡、翌91年には特別史跡に指定された。その後、1992年には「国営吉野ヶ里歴史公園」設置が閣議決定され、1995年から工事着工、ほぼ全域が公開され現在に至っている。

この間、吉野ヶ里遺跡に関する諸々の案件を議論するため、1989年5月から県議会に吉野ヶ里遺跡等文化財保存対策特別委員会が設置された⁽²⁵⁾。また、1990年4月から文化財の主管課として文化課から文化財課が独立したが、同時に、史跡指定に備え、さらにその後の整備計画を円滑に行うために、文化財課内に吉野ヶ里遺跡保存対策室が設置された⁽²⁶⁾。

吉野ヶ里遺跡は、1989年2月23日のマスコミ報道によって一躍注目され、2ヶ月間に100万人の見学者が訪れた。そのためか、はやくから経済的側面から「吉野ヶ里効果」が語られることがあったが、この時の「効果」は、このような経済的側面だけではなく、文化財保護の側面にも表れた。特に当時の佐賀県においては、未だ、工事の前に発掘調査を行うことに開発者の拒否感が強い時期にある中、全国から注目される重要な遺跡が足元に眠っている可能性を官民間問わず知らしめることになり、事前の調査に協力的な開発者が増え文化財保護の推進に大きく寄与した⁽²⁷⁾。

なお、遺跡の本発掘調査に際しては、調査主体者である県教委だけではなく、地元の神埼町教委、三田川町教委の専門職員も加わる合同調査体制がとられた。大規模発掘調査事業であることに加え、開発事業によって恩恵を受ける地元も‘受益者’として相応の負担をして調査人員を充てるもので、

このスタイルは、後に始まる鳥栖北部丘陵新都市開発整備事業（県、鳥栖市、基山町）、西九州自動車道建設事業（県、唐津市）に伴う本発掘調査でも採り入れられた⁽²⁸⁾。

9. 天然記念物 —カササギの保護—

佐賀県下の天然記念物の文化財指定は、1923年3月7日国指定の「カササギ生息地」が最も古く、県指定では、1953年11月3日指定の「佐嘉城趾の楠（群）」が最も古い⁽²⁹⁾。これ以降、指定の取組みを継続し、現在は国指定15件、県指定16件を数える（2025年末現在）。

これら天然記念物のうち、カササギ（通称カチガラス）は、県鳥として親しまれていることもあり県民の関心は高い⁽³⁰⁾。カササギ保護については、1948年に初めての分布調査が行われて以来、調査や研究が行われているが、特に1970～80年代には全県営巣調査が密に行われ、さらに80年代以降は、指定地に関して九州電力の電柱巢の撤去に関する資料が蓄積されている。

2011～13年度に実施された生息地緊急調査では、それまでの調査成果やデータもあわせ分析された。県全体の営巣数は、その数が最大となった1993年頃より減少したものの、都市化で採餌場所が減少した佐賀市中心部を除いては、現在（調査時点）の生息環境が急激に変化しない限り、営巣数は変動しつつも安定した数を維持すると考えられること等が成果としてまとめられた⁽³¹⁾。現時点での結論として、カササギ保護について緊急の対策は必要ないとされたわけだが、カササギと人間の生活域の多くが重複していることもあり、今後もその様態について留意していく必要があるだろう。

ちなみに、天然記念物は全国で約900件が指定されており、戦後直後の僅かな間隙を除けば、大正期から昭和期にかけてコンスタントに指定が行われてきた。しかし、おおよそ1960～80年にかけては、急激な国土開発や農地改良等の影響により

学術上貴重な生物が姿を消し始め、文化庁も調査事業や指定に取組んだことにより、この間の指定件数は特に多い。

なお、1990年（平成期）以降の指定件数はごく少数だが、そのうちの1件に伊万里市の「伊万里湾カブトガニ繁殖地」がある。

10. 無形文化財・民俗文化財

佐賀県における国指定の重要無形文化財は、「芸能」分野は無く「工芸技術」が5件ある。「工芸技術」の中の「陶芸」は4件で、全国12件のうち1/3を占めている。言うまでもなく、我国陶磁史における本県の重要性が、そのまま数字となって表れている⁽³²⁾。

県内における国指定の民俗文化財は有形・無形あわせて8件で、このうち無形民俗文化財6件については、1975年の保護法改正で指定制度が設けられた後、1977年指定の「武雄の荒踊」を端緒に「唐津くんちの曳山行事」「竹崎観世音寺修正会鬼祭」等が指定されている。県指定の民俗文化財は、有形・無形あわせて29件で、このうち無形民俗文化財は20件である⁽³³⁾。これら国・県・市町指定の無形民俗文化財のうち約4割が「浮立」である⁽³⁴⁾。

無形民俗文化財については、人口減少や少子高齢化が進む中、全国的にみるとすでに、行事の休止や指定解除の例が相次いでいる⁽³⁵⁾。無形民俗文化財すなわち地域の祭りや伝統行事の継続が困難となる要因は、言うまでもなく継承者・担い手不足である。全国的にみると、町外、地域外から参加者を募り担い手を確保し、成果を収めているところもある。しかし、このような手法は、必ずしも全国の祭りや行事すべてに当てはまるとも思えず、それぞれの地域、地区で知恵を絞り対策を講じていくしかないだろう⁽³⁶⁾。

11. 伝統的建造物群

戦後の高度経済成長による国土開発や生活様式

の変化により、伝統的な集落や町並み、建造物群が急速に失われる中、1960年代から全国各地で市民団体による保存運動がおこり、その後1975年の文化財保護法改正により、重要伝統的建造物群保存地区制度が創設された。

県内では、有田町有田内山地区、嬉野市塩田津地区、鹿島市浜庄津町浜金屋町地区・浜中町八本木宿地区の4地区が1991から2006年にかけて順次、保存地区に選定されている。有田内山地区は、江戸時代を通じた有田焼の隆盛を原点とし、その後の時代に応じて変化を遂げてきた。塩田津地区は、塩田川の水運と長崎街道が交わり栄えた佐賀蓮池藩の拠点である。金屋町地区は江戸時代中期から盛んになった酒造業を中心に繁栄し、八本木宿地区は藩政期には多良街道の中継地、港町として鹿島藩最大の商工業の町として栄えた。

これら伝統的建造物群は、佐賀の歴史・文化をよく伝えるものだが、‘群’としての特徴を活かし継承していかなければその価値は維持できない。そのためにも、従前からの課題でもあるが、空き家、高齢化、人口減少等の問題を解決するため、地域、自治体、関連団体が連携し、これまで以上に発展的、積極的な活用戦略を講じていく必要があるだろう⁽³⁷⁾。

12. 県立文化施設

本県には7つの県立文化施設がある。図書館、博物館、美術館、九州陶磁文化館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館そして宇宙科学館である⁽³⁸⁾。

図書館は、1914年に設置された鍋島侯爵家佐賀図書館を前身とし1929年に佐賀県立佐賀図書館となり、その後、戦後制定された図書館法に基づき1950年から業務を行っている。図書館は、一般図書の収集・閲覧・貸出を主な業務としながら、専門の学芸員が郷土資料の保存、近世資料の編纂等を進めており、佐賀の歴史解明の一翼を担っている。

博物館は、1951年設立の佐賀県文化館を前身として1970年に明治百年記念事業として開館した。そして、美術館は、博物館から近代美術部門が独立する形で1981年に県政百年記念事業として開館し、両館は実質的に一体として運営されている。博物館の開館は、それまで祐徳博物館が担っていた県内の重要考古遺物の収集・保管を公的に行い、さらに資料収集に加え文化財の寄贈・寄託先として機能を果たしていくことになり、県内の重要資料の集積拠点となり今に至っている。

九州陶磁文化館は、歴史・芸術・産業において重要な資料である肥前の陶磁器を中心として収集・保存・研究・展示を目的に1980年に開館した。特筆されるのは、柴田明彦・祐子御夫妻から寄贈されたいわゆる「柴田コレクション」である。1990年の寄贈を端緒として現在は1万点を超える当館を代表する一大コレクションで、御夫妻が網羅的・体系的に収集された世界的にも類をみない磁器コレクションである⁽³⁹⁾。

名護屋城博物館は、1988年設置の名護屋城調査研究室（博物館準備室）を経て1993年に開館した。文禄慶長の役の際集結した150を超える諸大名の陣跡と秀吉が拠点とした名護屋城跡の発掘調査、保存整備事業を行うとともに、我国と朝鮮半島の歴史を紹介、展示するために設置された館である。整備・活用のため、現在も陣跡や本城の発掘調査が継続されている。

佐賀城本丸歴史館は、10代藩主鍋島直正が1838（天保9）年に再建した本丸御殿を残されていた図面や発掘調査の成果を元に忠実に復元したもので、2004年に開館した。館の基本計画段階では、当地に歴史史料を保存・調査する専門施設（「佐賀県歴史資料館（仮称）」）を建設する計画もあったが、事前の発掘調査で御殿の遺構が良好に残存していることが確認され、議論の末、現在のスタイルに落ち着いた⁽⁴⁰⁾。

13. 吉野ヶ里遺跡以前以後

佐賀県は福岡県及びその周辺とともに我国の歴史の重要地域にあり、特に弥生時代については、玄界灘側だけではなく、脊振山地の‘南’側にも同様に重要な遺跡があるだろうことは、すでに戦前に七田忠志先生が先見的な指摘をされている⁽⁴¹⁾。戦後、1953、54年の三津永田遺跡の発掘調査で漢式鏡他が発見され、やはり‘南’にも重要遺跡が在ることが分かり、その後さらに1960年代後半以降、開発の増加に伴い二塚山遺跡、千塔山遺跡、安永田遺跡、惣座遺跡等々重要な遺跡が次々と発掘され‘南’の重要性が高まっていった。それでもなお、古代史における玄界灘＝福岡至上主義が根強い中、まさに等閑視されていた‘南’から吉野ヶ里遺跡が‘出現’したことは一大事であった。

その後、吉野ヶ里を核とした‘南’の活発な動きに巻き込まれる形で、福岡へそして全国へと、考古学・古代史の議論が活発化していった⁽⁴²⁾。その結果、邪馬台国所在地論争を再燃させただけでなく、例えば玄界灘だけではなくいわゆる有明海ルートを介した文物の交流や、土生遺跡をはじめとする初期青銅器文化の評価、弥生時代人のルーツ、稲作の起源、古代国家・都市国家の成立問題等、我国の古代国家黎明期の研究の進展につながったと思われる。さらに言うまでもないが、吉野ヶ里遺跡の調査・研究の成果は、今なお多くの研究に引用され続けていて古代史研究の中心にある。

余談だが、福岡県は全国屈指の埋蔵文化財行政先進県であり、当然のようにこれまでの佐賀県の行政運営においてその影響は少なくない。初代文化財課長の高島忠平氏の述懐では、福岡県（正しくは、初期の福岡県の文化財保護行政を牽引した藤井功氏）は、「お手本」であった⁽⁴³⁾。しかし、初期に限らず、今に至ってもなお福岡県は行政を進める上で先輩であり意識する存在であることに変わりはない。

さらに続けるが、佐賀県の戦後の文化財行政史

は、すなわち佐賀県における高島忠平史だと言っていい。本稿は氏の業績を並べることがを目的とはしていないが、それでもなお、今に至る本県の文化財保護行政の礎を築き、しかもその何れもが現在も大きな柱であり続けていることは、驚嘆するとともに敬重する次第である。

14. 発掘調査技術の継承

本県における埋蔵文化財の本発掘調査については、2008年からは県が直接運営するのではなく「発掘調査支援委託」と称して民間業者への業務委託に切り替えられた⁽⁴⁴⁾。

言うまでもなく、本発掘調査は、関係者との事前の協議・踏査・調整を経て、各種契約、作業員の雇用等の準備を整えた上でいよいよ開始される。調査開始後は、表土除去、遺構検出、遺構掘削、遺物取上げ、図面作成等に加え労務管理、近隣対策等日々様々な業務を行うことになる。さらに、現場終了後は、整理作業を行い調査報告書を作成する。‘本発掘調査を行う’ということは、これら諸事を職員が適切にマネジメントすることを意味する。

本発掘調査において、業務の核心は言うまでもなく現場での発掘作業、報告書作成である。年輩職員のほとんどは大学で考古学を専攻し、行政・契約事務はともかくとして現場に関する業務能力を身につけており、現場の運営は一通り出来た。ところが昨今においては、少子化や大学の機構改革の影響等があるのだろう、大学において学生が発掘調査の経験を積む機会が乏しく、本県においても、新規採用職員の発掘調査能力はけっして高くない。現在でも、現場を行政直営で運営する自治体は、新規採用等の職員に技術を習得させる場を設けることは比較的容易ではあろうが、本県のように発掘調査を民間委託することを前提に組織運営を行っている場合、採用後に職員を育成する場はほぼない。

少子化という根本的な問題、行政への受験者数の減少、大学の事情等々が複合的に絡み合い、新規採用職員の技術不足は全国的な問題であり、職員の発掘調査に必要な技術の継承が危うい状況である。特に今後、経験の浅い職員が増え有効な対策を講じ得ない場合、自ら発掘調査を行う能力がない職員が、業者が行う発掘調査を‘監理’するという歪んだ構図が露わになるとともに弊害が生じる恐れもある。

文化庁も全国的な問題と捉え、対策として例えば都道府県による研修の開催、自治体間の人事交流の実施等を指針として示しており⁽⁴⁵⁾、すでに研修を活発化させたり県と域内の市町村が連携し実践しているところもある⁽⁴⁶⁾。考えすぎかもしれないが、この問題は、将来、埋蔵文化財の保護の在り方（発掘調査の‘社会的な位置づけ’）にすら関わる可能性があり、特に都道府県が危機意識を強くし対策を強化する必要があると思う。

15. 文化財保護法改正と組織改正

2019年4月1日、文化財保護法他の一部が改正された⁽⁴⁷⁾。この改正により、都道府県は「文化財保存活用大綱」を定めることができ、市町村は「大綱」制定を前提にして「文化財保存活用地域計画」を作成し文化庁の認定を申請できることとなった⁽⁴⁸⁾。文化財の保存活用が、行政の指針として法的に明確化されたわけである。定められた「大綱」や「地域計画」においては、単なる域内の歴史文化の叙述だけではなく、多様な文化財の保存活用の在り方を示すことが求められており、そのためにも従前から言われているように、「地域」を対象にした多角的な調査研究（地域研究）が重要で、そうすることによって文化財の価値をより適切に活かす機会が生まれると考えられる。

さらにこの時の法改正では、自治体が条例を改正し制度を整えれば、教育委員会が所管する「文化財の保護」に関する事務を首長部局に移管する

ことが可能になった。本県では、県における文化財保護事務を一層充実させるために必要かつ効果的であると考え、さっそく組織に関する条例を改正し、2019年4月1日付けで文化財に関する事務を知事が管理及び執行することとなった。その際、先に知事部局に移管されていた文化行政と文化財行政を一体的に推進しようと目論み、知事部局移管後、文化財課は文化課の課内室「文化財保護室」として業務を開始することとなった⁽⁴⁹⁾。知事部局に移り、教委時代とは考え方、仕事の進め方等々の違いに戸惑いはしたが、総論として移管は良い結果であったし、より広範な価値観、行政意識の元で文化財行政を考えていく大きな契機になったと思っている。

16. おわりに

佐賀県における文化財保護の体制は、他の多くの自治体と同様、埋蔵文化財保護行政を軸に拡充されてきた。本県においては、1975年に文化財保護主事が初めて採用されて以来、若干の例を除きほぼ一貫して埋蔵文化財専門職の採用を中心に据え、その上で、発掘調査量が多い時や、特に埋蔵文化財以外については教職員や学芸員を配置し対応してきた。

今後、人口減少が進む中、行政職員の確保は課題となるだろう。そのような中でも発掘調査が無くならない限り、これからも埋蔵文化財の専門職員は不可欠な存在で、今後も埋蔵文化財専門職員が中心となり文化財保護行政全般を担っていく構図は変わらないだろう。今、様々な種類の文化財の価値や重要性があらためて意識され、さらに自然災害が多発し文化財の被災も増加する中、各種文化財の調査研究、指定、保存、活用に関する課題を整理する必要性が高まっている。その実践のためには、文化財を総合的に俯瞰する視点が必要になると考えられ、そのためにも、これまで以上に、職員が埋蔵文化財とそれ以外という‘垣根’

を越えて業務経験を積むことが重要になると思っている⁽⁵⁰⁾。

註

- 1 本稿は、2024年に「佐賀県の埋蔵文化財保護行政の現状と課題」と題して講演を行った際の草稿に必要な情報を加えまとめたものであり、あくまでも主観に基づくもので公的な行政史ではない。なお、本稿では「年」表記と「年度」表記が混在するが、いずれかに統一することが困難であり、煩雑さをご容赦願いたい。
- 2 以下、教育委員会は、場面に応じて「教委」と表す。
- 3 調査報告書によれば、400組以上の甕棺墓群、箱式石棺墓25個以上、土坑墓7ヶ所以上の他に、破壊されたものを含めて3基の古墳、あるいは方形周溝墓や環状列石土坑墓などがあったとされる（木下巧・天本洋一『姫方遺跡』佐賀県文化財調査報告書第30集 佐賀県教育委員会 1974年）。
- 4 調査報告書（註3報告書）では、遺跡の重要性を認めた上で「調査に当って、遺跡の性格やその遺構のひろがりなどに対する検討や認識が十分でなかったため、調査は終始一貫性を欠き弥縫的であったことを率直に認めざるをえない」と忸怩たる思いが吐露されている（「」は原文のまま）。
- 5 第71回国会衆議院予算委員会第二分科会（1973年3月7日）において、八木昇衆議院議員が文化庁及び大蔵省に対し、姫方遺跡の問題を背景にして埋蔵文化財保護理念の浸透、自治体への補助金拡充等について質疑を行った。
- 6 市民による保存運動も展開された。1972年に発足した「佐賀の自然と文化をまもる会」の最初の活動が姫方遺跡の保存運動である。
- 7 調査報告書は1979年度から1995年度にかけて計20冊が刊行された。なお、一連の調査には、脊振山地南麓の主要遺跡が多く含まれており、その調査成果は、特に筑紫平野西部の先史時代の動向を知る上で現在でも極めて重要である。
- 8 石隈喜佐雄・七田忠昭『二塚山遺跡』佐賀県文化財調査報告書第46集 佐賀県教育委員会 1979年
- 9 計画段階から事前調査を実施し、その結果を元に協議・調整が行われ重要地点が現地保存された本県における最初期の事例であり、その意義は大きい（佐賀県立博物館『二塚山遺跡群』佐賀県中核工業団地発掘調査展示会資料 1977年）。
- 10 現地保存でも記録保存でもない「遺跡の移設」という手法は、我国では初めての事例であった（佐賀県教育委員会『動く丸山遺跡』1981年4月）。1986年に刊行された移設工事報告書によれば、これは「現状保存と記録保存との中間形として位置づけたもの」であり、「移設地に地形を含めて復元再配置することで、古墳のもともとの状況をわかりやすく市民に提示するような教育施設としての機能」を目的としたとされる（『久保泉丸山遺跡 下巻（移設工事）』佐賀県文化財調査報告書第84集 佐賀県教育委員会 1986年）。
- 11 第84回国会参議院予算委員会第四分科会（1978年4月1日）において、内田善利参議院議員が事前の予備調査の重要性及び遺跡の保存について質疑を行った。
- 12 九州縦貫自動車道建設において、熊本県城南町の台地上に展開する塚原古墳群は、保存協議の結果、1974年に文化庁、日本道路公団、熊本県、城南町の四者により、台地を開削せずにトンネル掘削に工法変更することが合意され、古墳群が現地保存された。ちなみに、この保存問題が契機になり、1972年に熊本県教委に文化課が設立された。
- 13 文化財保護法第57条並びに文化庁と農林省との覚書（「文化財保護法の一部改正に関する覚書」（1975年5月23日 文化庁長官 農林省構造改革局長））の趣旨に基づき、佐賀県教委と同農林部において確認事項が交わされた。「農業基盤整備事業に係る埋蔵文化財の保護に関する確認事項」（1978年4月1日 佐賀県教育委員会教育長 佐賀県農林部長）
- 14 それまでは、県においては、発掘調査を担当する職員は社会教育主事として在籍し、加えて、県立博物館の学芸員が兼務し調査に従事していた。
- 15 本県においては、国・県による広域・大型の開発事業に伴う発掘調査・調整等は県が担当し、それ以外の国・県事業及び民間開発に伴う発掘調査・調整等は市町村が担当している。全国的にみると、都道府県と市町村の役割分担については、都道府県（事業団、センター含む）が「国等、県公共事業」に伴う発掘調査・調整等を実施し、市町村がそれ以外（主に民間開発）の調査・調整等を実施することが多い。都道府県の役割分担に「開発の規模等」を要件に加えるのは、全国の中では少数である。本県における役割分担は、文化財保護法第99条1項及び地方自治法第2条第3項及び5項（いずれも現在の条項）に基づいている。
- 16 派遣は、地方自治法に基づく職員派遣の形で行われ、県職員が市町村に所属し業務を実施した。派遣開始前は、職員派遣による市町村支援が果たして本県の文化財保護にとって有意なのか、その是非について県職員を中心に相当な議論が行われた。
- 17 文化財保護行政とは直接には関係しないが、その役割の大きさに鑑み、特に取り上げておきたい。
- 18 佐賀産業観光大博覧会事務局『佐賀産業観光大博覧

- 会』1958年5月1日
- 19 末永実「第十五章 教育・文化」『佐賀県政史』1978年3月
 - 20 会議では、分布調査や発掘調査で得られた窯跡の基礎情報をまとめるとともに史跡指定の促進など保護対策の具体的な方針が確認され報告書にまとめられた（佐賀県教育委員会文化財課「肥前陶磁器窯跡 基礎調査・基本方針策定報告書」1999年）。なお、会議はその後、2003年度から肥前陶磁器窯跡関係連絡会議に引継がれ意見交換等が行われた。
 - 21 これら盗掘の防止すなわち窯跡の保護は、歴史的に重要な窯跡が多数残る地域ならではの取組みで、本県においては、文化財保護指導委員（通称、文化財パトロール委員）についても、一般の文化財を担当する委員18名以外に、特に窯跡専門の委員12名を置き巡視や保護活動を行っている（人数は2025年度）。
 - 22 この頃、件数が増加したのは、ネットオークションの広まりが一因ではないかと考えられるが推測の域は出ない。なお、関係者によれば、これらの売却利益は、暴力団の資金源にもなっていたとのことであった。
 - 23 県の改正後、盗掘被害の甚大な関係市町も条例改正を行った。伊万里市（2008年10月1日施行）、唐津市（2009年4月1日施行）、武雄市（同年7月1日施行）、有田町（同年10月1日施行）
 - 24 このような成果は、決して行政的な対策だけで達成できたわけではなく、地域や窯業関係者の方々による地道な取組みがあつてのことである。盗掘され穴だらけになった窯跡の埋戻し作業、普段からの啓発、そして何よりも窯跡を守り、継承していこうとする高い意識と実践があつたからであり敬服する次第である。
 - 25 1992年の「国営吉野ヶ里歴史公園」設置の閣議決定を経て、同委員会は、翌1993年5月議会から国営公園・文化財等対策特別委員会に移行した。
 - 26 室長は文化財課長が兼任し、1994年度末まで存続した。
 - 27 開発者によっては、吉野ヶ里遺跡に匹敵するかそれ以上の価値があれば保存に協力するが、それ以下であれば協力するのは難しいとし、「吉野ヶ里以上か以下か」という尺度で協力を拒む材料にされることもあった。
 - 28 吉野ヶ里遺跡の調査以前にも、多久市域における本発掘調査（九州横断自動車道建設、東多久バイパス建設）において実施されている。
 - 29 国指定の「カササギ生息地」は、県西部の4市町を除く16市町が生息地として地域指定されている。佐賀県が管理団体で、市町の協力を得て保護対策等に注力している。
 - 30 県に寄せられる県民からの声は、1990年代までは、カササギが庭木や電柱に営巣したことによる糞害や小枝の落下等に関する「苦情」が主で、カササギに対し必ずしも好意的なものではなかった。しかしその後は一転して、幼鳥の保護やカササギに害を及ぼすカラスの駆除等に関する意見や要望が占め、カササギは擁護される対象に変わっていった。この変化の時期は、佐賀市の都市化が進み個体が見られなくなり始めた時期とおおよそ符合する。
 - 31 佐賀県教育委員会『天然記念物カササギ生息地緊急調査事業—2011年度～2013年度 調査分析結果報告書—』佐賀県文化財調査報告書第206集 2014年3月
 - 32 2025年7月に（白磁）井上萬二氏が逝去され、現在は3件である。
 - 33 指定された20件についてみると、2017、18年に1件ずつ指定されているが、他はそれ以前の1959～1980年の間に指定が集中しており18件（国指定に伴い指定解除された3件も加えると計21件）に及ぶ。これは、1954年の保護法改正で民俗芸能の保護の充実が図られたことが契機になり、高頻度で指定が進んでいったものと推察される。なお、この当時（1975年の保護法改正前）は、無形の民俗文化財は「無形文化財」に含まれており、県においても同様に取り扱われている。
 - 34 浮立は民俗芸能の「風流」の一種で、佐賀県を中心に長崎県と筑後地方にみられる趣向を凝らした風情ある作り物・化粧・物真似・練り物・拍物・集団舞踏等である（吉川周平「風流」『日本民俗事典』1972年 弘文堂）。
 - 35 本県においても、継続が難しく活動を休止している行事がある。
 - 36 県議会における「伝承芸能」「民俗文化財」等に関する質疑は、かつては4～5年に一度行われていた程度だが、2010年前後からのおおよそ10年間には10件以上行われている。本県においても高齢化、継承者不足が顕在化し、問題意識が高まり始めた時期である。
 - 37 宇於崎勝也・泉山壘威「重要伝統的建造物群保存地区の保存活用方策の実態と今後の活用」『都市計画報告集』No.22 2023年 公益社団法人都市計画学会
 - 38 これらのうち宇宙科学館は、参加や体験を中心にして「科学」を楽しく、面白く学べる施設であり、本稿が扱う文化財行政とは趣旨が異なることから、ここでは扱わない。
 - 39 国の登録有形文化財（工芸品）の第1号である。
 - 40 1980年代に幕末・維新期の佐賀を検証する事業が始まり、この機運の中で「歴史資料館」建設が動き出した。佐賀城本丸跡地に建設が表明され建設構想等の策定作業が進められる中、1993、94年に本丸跡地の

発掘調査が行われ本丸の遺構が良好な状態で残存していることに加え、「佐賀城御殿本丸指図」と礎石の配置が一致する等重要な発見があったことが計画修正につながった。

- 41 七田忠志「其の後の佐賀縣戰場ヶ谷遺蹟と吉野ヶ里遺蹟に就いて」『史前學雜誌』第6巻第4號 1934年史前學會
- 42 新聞・テレビ等マスコミにおいては、吉野ヶ里を核とした古代史キャンペーンを大きく展開した。自ら‘研究会’や‘委員会’を企画・主宰し、福岡・佐賀等の遺跡研究を進めるだけでなく、弥生文化とアジア諸国の諸文化との接点を求め研究者を招集して海外調査を敢行するなどし、さらに、市民向けの報道や刊行物の作成、シンポジウムの開催等を行った。翻って、これらが学術的な発展にも貢献した部分もあったと思われる。
- 43 南陽子『高島忠平聞書 地を這いて光を掘る』2008年西日本新聞社
- 44 開発者が民間調査組織と発掘委託契約を直接結ぶいわゆる「民民」ではなく、県文化財部局が開発者から調査費を受入れた後、調査主体者として民間調査組織に発掘調査を委託し業者を監理するスタイルである。
- 45 『埋蔵文化財専門職員の育成について』（報告）埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁 2020年
- 46 本県においては、職員の資質向上を目的とした人事交流ではないが、1991年に国道34号線拡幅（江北バイパス）工事の際、江北町に発掘調査を担当できる専門職員がいなかった頃、隣の牛津町から調査期間中のみ職員派遣を行った例がある。その他、近年では、鳥栖市と福岡県小郡市の間で職員の資質向上のため、数年間人事交流を行った例がある。
- 47 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）
- 48 佐賀県では、2023年に「佐賀県文化財保存活用大綱」が制定された。
- 49 現在の所属名は「文化財保護・活用室」
- 50 福岡県では、1983年から教育庁の現地機関である教育事務所6ヶ所に文化財発掘調査技師を配置し、埋蔵文化財を主な職務としながらもそれ以外のあらゆる種類の文化財業務を担当させた。専門職員が様々な文化財を担当し多様な業務に関わる大きな機会となり、福岡県の今日に至るまでの文化財保護体制の基礎となっている（杉原敏之「文化財の総合調査と地域研究－福岡県・九州歴史資料館の取組」文化庁・

北海道教育委員会『令和元年度（2019年度）第1回埋蔵文化財担当職員等講習会－発表要旨－』（2019年）。

（しらかはら・たかし／
佐賀県文化財保護・活用室）